

# 倫理法・倫理規程セルフチェックシート

## (課長補佐級以上職員用⑥)

国家公務員倫理法及び国家公務員倫理規程に関する基本的事項についての理解度チェックです。各設問を読んで、正しいものに「○」を、間違っているものに「×」を記入してください。

番号	問 題	解答欄
1	国の支出の原因となる契約を受注した事業者は契約の事務を担当する職員にとって利害関係者に該当するところ、翌年も同様の契約について、契約を受注したいという意志が明らかな場合は、本年の契約に基づく債権債務関係が終了した場合でも、利害関係者となる。	
2	研究休職中や官民人事交流の交流派遣中の職員は、国の職務に従事しているわけではないので、一時的に倫理法の適用から外れる。	
3	任命権者の要請に応じて地方公共団体に退職出向し、引き続き地方公務員として在職した後、引き続いて当該退職を前提として国家公務員に採用された場合、退職出向中に同僚として働いた当該地方公共団体の職員は、国家公務員の身分とは関係なく知り合ったことから、「私的な関係」となり、仮に当該地方公共団体の職員が利害関係者となった場合でも、倫理規程の禁止行為が例外的に認められる場合がある。	
4	利害関係者との飲食において、飲食費用は割り勘で5,000円であると利害関係者側から告げられたのでその額を支払ったが、後日、実際の飲食費用は6,000円と分かった。この場合、職員は割り勘をするつもりで飲食費用を利害関係者に支払ったとしても、倫理規程違反となる。	
5	職務として利害関係者の工場を訪問する際、先方の好意で、当該利害関係者が最寄り駅から工場従業員を送迎するために毎日運行している社内バスを利用するよう提案を受けた。当該工場の所在地は特段交通不便な場所ではないが、利害関係者に追加的な負担は生じないので問題ないと考え、利用することとした。	
6	職場のOBで、利害関係のない企業で理事をしている者が叙勲を受けた御礼に、「皆さんでどうぞ」と2,000円の菓子セットを持参した。受領することをためらったが、高額なものではなく、繰り返し贈与を受けるものではないので、課長が代表して受領した。このような場合、倫理規程に違反する行為とはいえない。	
7	利害関係者主催の会費12,000円のパーティ(出席者200名程度、立食形式)に会費を払って出席するが、出席に当たり倫理監督官に対して特段の手続を行う必要はない。	
8	利害関係者から報酬を伴う執筆依頼を受け、勤務時間外に執筆しようと考えている。本件執筆については勤務時間外に執筆する予定なので、あらかじめ倫理監督官の承認を得る必要はない。	
9	久しぶりに預金通帳を確認したら、利害関係者から依頼された講演に係る報酬が半年前に入金されていた。報酬の額が5千円を超えていることから贈与等報告書を提出しなければならないが、利害関係者から入金の連絡がなかったため今まで気付かなかったものため、懲戒処分の対象にはならない。	
10	国家公務員倫理審査会に設けられている通報窓口に通報した場合、通報者の個人情報 は本人の同意がない限り、調査対象の府省に知らせることはない。	